

## 正誤表・更新情報

本書中に訂正・更新箇所等がございました。お手数をお掛けしますが、下記ご参照頂けますようお願い申しあげます（2018年2月15日）

## ■第1版 第1刷（2017年2月15日発行）の修正・更新箇所

| 頁   | 場所                   | 修正前  | 修正後   | 補足            | 掲載       |
|-----|----------------------|--|---|---------------|----------|
| 第1章 |                      |  |   |               |          |
| 19  | 脚注※2                 | 食品関係事業者：食品を直接取扱う事業者だけでなく、生産者、輸入者、輸入者飲食に関わる食品取扱う事業者。  | 食品関係事業者：食料生産者、食品製造・加工者、輸入者、流通・販売者、調理従事者など、食品にかかわるすべての事業者をいう。  |               | 18/02/15 |
| 第2章 |                      |  |   |               |          |
| 45  | 図12                  |  |   | ※1参照          | 17/04/20 |
| 49  | 解答＆解説 A5、1 行目        | 油脂の酸敗の原因是、光、酸素、熱、金属があげられる。   | 油脂の酸敗の原因是、光、酸素、水分、熱、金属があげられる。   | 赤字部分を追加       | 17/02/10 |
| 49  | 解答＆解説 A5、3 行目        | …、脱酸素剤の使用がある。熱への対策は、…  | …、脱酸素剤の使用がある。水分への対策は水分活性を0.3付近にすることがあげられる。熱への対策は、…  | 赤字部分を追加       | 17/02/10 |
| 第3章 |                      |  |   |               |          |
| 52  | 左段、D. 寄生虫 6行目        | クドア・セブテンクータ  | クドア・セブテンブンクータ   | 赤字部分を追加       | 18/02/15 |
| 54  | 右段、3～4行目             | クドア・セブテンクータ  | クドア・セブテンブンクータ   | 赤字部分を追加       | 18/02/15 |
| 54  | 右段、下から6行目            | クドア・セブテンクータ  | クドア・セブテンブンクータ   | 赤字部分を追加       | 18/02/15 |
| 55  | 図6(右から6番目の項目)        | クドア・セブテンクータ  | クドア・セブテンブンクータ   | 赤字部分を追加       | 18/02/15 |
| 56  | 右段、4～5行目             | クドア・セブテンクータ  | クドア・セブテンブンクータ   | 赤字部分を追加       | 18/02/15 |
| 70  | 左段、3)国内対策 下から3～1行目   | なお、BSE検査については、2013年に「牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則」が改正され、48ヶ月齢を超える牛のみが検査対象牛となった。                         | なお、2017年に「牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則」が改正され、同年4月1日より、健康牛のBSE検査は廃止された。ただし、24ヶ月齢以上の牛のうち、神経症状が疑われるもの、および全身症状を呈するものについては引き続きBSE検査を実施している。 |               | 18/02/15 |
| 70  | 脚注※25                | 特定危険部位：舌、ほほ肉を除く頭部（脳、眼球、扁桃）、脊髄、脊柱、回腸遠位部（盲腸との接合部から2m）。   | 特定危険部位：全月齢の牛における、扁桃や回腸遠位部（盲腸との接合部から2m）、さらに、30ヶ月齢を超える牛は前述の部位に加え、頭部（舌・頬肉・皮を除く）および脊髄、脊柱が対象に加わる。                                |               | 18/02/15 |
| 73  | 右段、下から1行目            | …と呼ばれてきた。第2中間宿主には、…  | …と呼ばれてきた。虫卵は第1宿主であるマメタニシに摂食され消化管内で孵化してミラシジウム幼生を生じる。次の第2中間宿主には、…   | 赤字部分を追加       | 18/02/15 |
| 85  | 表7 1行目右端のセル          | 食べな <b>買</b> った人   | 食べな <b>か</b> った人  |               | 17/07/11 |
| 第4章 |                      |  |   |               |          |
| 102 | 左段、C. 水銀(Hg) 本文2～3行目 | …および有機水銀[メチル水銀(CH <sub>3</sub> Hg)等]に分類される。  | …および有機水銀[メチル水銀(CH <sub>3</sub> Hg)等]に分類される。   | 赤字部分を下付き文字に変更 | 17/02/10 |
| 第5章 |                      |  |   |               |          |
| 116 | 左段、本文下から5～1行目        | …多くの場合、NOAELに安全係数※1 1/100（人と実験動物の種差による相違1/10と個人差による影響1/10を掛け合わせたものをかけ算出したものが1日摂取許容量（ADI）である。 | …多くの場合、NOAELを安全係数※1 100（人と実験動物の種差による相違10と個人差による影響10を掛け合わせたもの）で割って算出したものが1日摂取許容量（ADI）である。                                    |               | 18/02/15 |

|     |                       |   |  |                  |          |
|-----|-----------------------|---|--|------------------|----------|
| 117 | 図2(左側, フロー図内の式)       | ADI = NOAEL <del>×</del> 安全係数 <sup>※1</sup>   | ADI = NOAEL <del>±</del> 安全係数 <sup>※1</sup>  | 本文との統一のため        | 18/02/15 |
| 117 | 図2(右側, ADIの計算式)       | ADI<br>= $2,500 \times 1/10 \times 1/10$<br>= 25 mg/kg・体重 / 日   | ADI<br>= $2,500 \div 10 \div 10$<br>= 25 mg/kg・体重 / 日  | 本文との統一のため        | 18/02/15 |
| 132 | 解答 & 解説 A2, 3<br>~5行目 | ADIは、動物実験で求めた無毒性量(NOAEL)に安全係数1/100(人と実験動物の種差による相違1/10と個人差による影響1/10を掛け合わせたもの)をかけて算出する。                               | ADIは、動物実験で求めた無毒性量(NOAEL)を安全係数100(人と実験動物の種差による相違10と個人差による影響10を掛け合わせたもの)で割って算出する。                                      | 本文との統一のため        | 18/02/15 |
| 第6章 |                       |   |  |                  |          |
| 151 | 解答 & 解説 A3, 2<br>行目   | …, Section V : <b>取扱い</b> の管理, Section VI : …   | …, Section V : <b>操作</b> の管理, Section VI : …   | 本文との用語統一のため      | 17/02/10 |
| 151 | 解答 & 解説 A3, 3<br>~4行目 | …, Section VII : 施設 : <b>ヒト</b> の衛生, Section VIII : <b>搬送</b> , Section IX : 製品の情報および消費者の <b>意識</b> , Section X : … | …, Section VII : 施設 : <b>従事者</b> の衛生, Section VIII : <b>輸送</b> , Section IX : 製品の情報および消費者の <b>認識</b> , Section X : … | 本文との用語統一のため      | 17/02/10 |
| 第7章 |                       |   |  |                  |          |
| 165 | 右段, 下から7行目            | …, <b>食品ごとに</b> 消費者庁長官が許可している。  | …, <b>食品ごとに内閣総理大臣から権限を委任された</b> 消費者庁長官が許可している。   | 赤字部分を追加          | 17/02/10 |
| 167 | 左段, 下から4行目            | …, 疾病リスク低減表示を認める特定保健用食品。<br>2016年11月現在, …   | …, 疾病リスク低減表示を認める特定保健用食品。<br><b>医学的・栄養学的に認められている関与成分は、カルシウムと葉酸の2種類であるが</b> 2016年11月現在, …                              | 改行を取り止め, 赤字部分を追加 | 17/02/10 |

## 図表

※1 左から2番目の水酸基の水素結合の位置と、右から3番めのアミノ基の価標の本数を訂正いたします。

